

あいちの歴史観光推進協議会 ロゴマーク等のデザインの利用に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、愛知県が著作権等の一切の権利を有し、あいちの歴史観光推進協議会（以下、「協議会」という。）が活用するロゴマーク及びキャラクター（以下、「ロゴマーク等」という。）のデザインの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（申請）

第2条 ロゴマーク等のデザインを利用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ利用承認申請書（別紙様式第1号）をあいちの歴史観光推進協議会長（以下、「協議会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- （1）協議会の会員又はオブザーバーがデザイン等を利用するとき
- （2）報道機関が報道の目的で利用するとき
- （3）本県の観光施設又は宿泊施設等を含む旅行商品等の販売促進を目的として利用するとき
- （4）その他協議会長が適当と認めたとき

（承認）

第3条 協議会長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認することができる。

- （1）ロゴマーク等のイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- （2）ロゴマーク等の変形等、別紙「デザイン利用マニュアル」に沿って利用されない恐れがある場合
- （3）特定の政治、思想又は宗教の活動に利用される場合
- （4）協議会又は協議会の会員及びオブザーバーの権利、信用又は品位を害する恐れがある場合
- （5）第三者の利益を害する恐れがある場合
- （6）法令又は公序良俗に反する恐れがある場合
- （7）申請者（申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- （8）協議会の目的達成に資するものと認められない場合
- （9）その他協議会長が不適当と認める場合

2 協議会長は、審査の結果について申請者に通知するものとする。なお、承認する場合には、条件を付することができる。

（利用期間）

第4条 ロゴマーク等のデザインの利用期間は、利用承認の日から1年を経過後初めての年度最終日（3月31日）の間であって、協議会長が必要と認める日までとする。

(継続利用の申請)

第5条 前条の利用期間の満了後において、引き続きデザイン等を利用しようとするときは、満了日の30日前までに継続利用承認申請書（別紙様式第2号）を協議会長に提出し、継続利用の承認を受けなければならない。

(継続利用の承認)

第6条 前条の承認又は不承認については、第3条の規定を準用する。

(利用料)

第7条 ロゴマーク等のデザインの利用料は、無料とする。

(遵守事項)

第8条 ロゴマーク等のデザインの利用承認を受けた者（以下、「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた内容のみに利用すること
- (2) 別紙「デザイン利用マニュアル」に従い、正しく利用すること
- (3) ロゴマーク等のデザインの利用状況がわかる写真を完成後30日以内に協議会長に提出すること
- (4) 承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと

(承認内容の変更)

第9条 利用者は、承認された内容を変更しようとするときは、変更利用承認申請書（別紙様式第3号）を協議会長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認又は不承認については、第3条の規定を準用する。

(利用の中止)

第10条 利用者は、利用を中止しようとするときは、利用中止届（別紙様式第4号）を協議会長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第11条 協議会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消し、利用者に対し物品等の回収等の措置を要求することができる。

- (1) 利用者が第3条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき
- (2) 利用者が第8条に定める事項を遵守しなかったとき
- (3) 提出された申請書の内容に虚偽があることが判明したとき
- (4) その他利用を継続することが不適当と認めたとき

2 協議会長は前項の規定により承認を取り消すときは、その旨を利用者に通知することとし、利用者は、承認を取り消された日からロゴマーク等を利用することができないものとする。

3 協議会は、承認の取り消しにより生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

(写真の二次使用)

第12条 協議会は、第8条第1項第3号により提出された写真を協議会の目的達成に資する用途において使用することができる。

(利用の非独占)

第13条 この要綱による承認は、利用者が自己の商標や意匠とする等、独占してデザインを利用する権利を付与するものではない。

(協議会の非推奨)

第14条 この要綱による承認は、ロゴマーク等のデザインの利用を承認するものであり、物品や利用者について協議会による推奨又は品質保証を行うものではない。

(損失補償等の責任)

第15条 協議会は、デザインの利用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。

2 利用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会は損害賠償、損失補償その他法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 利用者がデザインの利用に際して、故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月8日から施行する。